

これからのエリアマネジメント ～活動と財源～

モデレーター

保井美樹

法政大学教授・

全国エリアマネジメントネットワーク副会長

国によって少しずつ異なる BID制度の趣旨

国		制度の説明	特徴
日本	地域再生法 (2018)	市町村がエリアマネジメント団体を実施する <u>地域再生に資する活動の費用を、その受益の限度において活動区域内の受益者から徴収し、これをエリアマネジメント団体に交付する官民連携の制度</u> (内閣府資料)。	地域再生の受益者負担
イギリス	地方政府法 (2003)	<u>特定の地区の利益のためにプロジェクトが行われ、そのための費用が事業税またはそれに類する税の納税者の負担によって行われること</u> の官民連携による取り決め(ロンドン市資料)。	地域を限定した徴税
アメリカ (ニュー ヨーク)	総合地方 公共団体 法	一定の利害関係者が地区内の維持管理、改良、経済振興を行うため、 <u>資金を拠出し、組織化して事業を監督する特定の地理的範囲</u> (ニューヨーク市資料)。	準地方公共団体の仕組みづくり

イギリスは事業者が負担すること、組織化が前提とされていない点で日本と近い。

国によって少しずつ異なる BID制度の内容

国	負担者	負担金額	期間	合意形成	活動	運営団体
日本	事業者	受益の限度	5年以内(更新あり)	3分の2以上の同意を得て申請	来訪者等の利便増進、その増加による経済効果を目指す活動	エリアマネジメント団体(法人)
イギリス	事業者(一部、資産所有者)	通常、事業税の対象資産評価額に対し1~2%	5年が一般的(更新あり)	郵便による投票で過半数の賛成	地域の事業環境改善に寄与する事業	BID会社(法人)
アメリカ(ニューヨーク)	資産所有者	資産税の20%を超えない程度	5年程度(更新あり)	51%以上(資産価値または数)の反対がない	行政サービスに上乗せし、地域をより安全安心、清潔で活気ある地区にする事業	地区運営協会(非営利団体)

日本は、パイロット地区とともに、負担者の範囲、負担金、適切な活動範囲等の設定方法などを具体的することになると推測される。

エリアマネジメント活動を展望する ～やるべきこと→できること→したいことへ

目指すまちの姿

まちのブランド価値

新しい暮らしとそれを求めるひとが
集まるまちへ（住宅、生活サービスの創出）

新しい産業が生まれるまちへ
（創業支援、勤務場所の創出）

まちの形を変え、日常的にひとが利用するまちへ
（インフラの整備改善、活用の仕組みづくり）

ひとが集まり、賑わうまちへ（イベント、安心安全、コミュニティづくり）

バックキャストイング

活動

レバレッジ: 負担金がそれ以外の財源調達につながる

目指すまちの姿

クリエイティブクラス人口、産業の成長

民間投資(再開発、企業進出等)

間接収入(相乗効果)



公共投資(インフラ再生等)



空室率の低下、賃料水準の向上

集客、売上増加

稼ぐ(事業収入)

直接収入



集める(会費・負担金・出資・協賛)

活動

パネルディスカッションの論点

1. エリアマネジメントの活動について

- そのステップはどのようなものか？
- それぞれの事業手法はどのような形が考えられるか？
- BIDはどの部分に適しているのか？

2. エリアマネジメントの財源について

- 事業収入の可能性はどこまでありうるか？
- その主体を行政や民間事業者とどのように分担し、相乗効果をもたらすのか？
- エリアマネジメント活動の成果をどう測るか？
- 特にBIDを用いて行う事業の成果とは何か？